

○尾道市重度心身障害者医療費助成条例

昭和48年9月22日

条例第46号

改正 昭和49年9月27日条例第43号

昭和57年12月28日条例第42号

昭和58年3月5日条例第5号

昭和59年3月7日条例第3号

昭和59年7月5日条例第26号

昭和59年9月27日条例第36号

昭和59年11月20日条例第39号

昭和61年7月23日条例第29号

平成6年9月22日条例第38号

平成7年3月22日条例第11号

平成10年6月24日条例第33号

平成11年3月25日条例第6号

平成11年9月22日条例第36号

平成12年3月22日条例第32号

平成12年12月20日条例第53号

平成12年12月20日条例第64号

平成14年9月19日条例第47号

平成17年3月2日条例第22号

平成17年12月21日条例第186号

平成18年3月23日条例第21号

平成18年9月21日条例第59号

平成20年3月19日条例第14号

注 平成17年3月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者に対し、医療費の一部を助成することにより、保健の向上に寄与し、もって重度心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (4) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (5) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、尾道市の区域内に住所を有する者であつて、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の被保険者(同法第116条の2に規定する病院、その他の施設への入院、入所等により、尾道市を転出した者を含む。)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の被保険者(同法第55条に規定する病院等への入院、入所等により、広島県の区域外に住所を有することとなった者を含む。)又は社会保険各法の被保険者若しくは被扶養者であるもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、当該身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級、2級又は3級であるものとして記載されているもの
 - (2) 昭和49年1月30日付け福祉第308号広島県民生部長通知に基づく療育手帳交付要綱により療育手帳の交付を受けている者で、当該療育手帳に記載されている障害の程度が((A))、A又は((B))であるもの
- 2 次の各号のいずれかに該当する者については、前項の規定にかかわらず対象者としなない。
- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)により保護を受けている者
 - (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により医療の給付(ただし、障害児施設医療を除く。)を受けられる者
 - (3) 国民健康保険法の被保険者で、同法第116条の2に規定する病院、その他の施設への入院、入所等により、尾道市に住所を有することとなった者

- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者で、同法第55条に規定する病院等への入院、入所等により、尾道市の区域内に住所を有することとなった者
- (5) 65歳以上75歳未満の者であつて、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の障害の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの

(平18条例21・平18条例59・平20条例14・一部改正)

(助成金の交付)

第4条 市長は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額(その者が国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関するこれらの法律の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。)が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その者に対しその満たない額に相当する額から次の各号に定める額を控除した額を助成金として交付する。

- (1) 国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われる場合には、国又は地方公共団体が負担する医療に関する給付相当額
 - (2) 入院時食事療養費又は入院時生活療養費に係る療養を受けたときは、当該入院時食事療養費又は入院時生活療養費の給付に関する食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当する額
 - (3) 次条の規定による一部負担金相当額
- 2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例(高齢者の医療の確保に関する法律の場合は療養の給付に関する基準)により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。
- 3 助成金は、次のいずれかに該当する場合は支給しない。
- (1) 対象者の前年の所得(1月から7月までの間に受けた医療に係る助成金については、前前年の所得とする。以下同じ。)がその者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第32条第11項の規定によりなおその効力を有するものとされた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令(昭和61年政令第53号)による改正前の国民年金法施行令(以下「旧施行令」という。)第6条の4第1項に規定する額を超えるとき。
 - (2) 対象者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の前年の所得又は対象者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で主として当該対象者の生計を維持するもの前年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第2条第2項に規定する額以上であるとき。
- 4 対象者が、健康保険法第63条第3項第1号の保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護を行う事業所(以下「保険医療機関等」という。)で医療を受けた場合には、市長は、助成金として当該医療を受けた者に交付すべき額の限度において、その者が当該医療に関し、当該保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。
- 5 前項の規定による支払があつたときは、当該医療を受けた者に対し、助成金の支給があつたものとみなす。
- 6 第3項に定める所得は、旧施行令第6条に規定する所得とし、同項に規定する所得の額は、旧施行令第6条の2に規定する計算方法により算定した額とする。

(平18条例21・平18条例59・平20条例14・一部改正)

(一部負担金)

第5条 対象者は、保険医療機関等について医療又は指定訪問看護を受けたときは、保険医療機関等(同一の医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれ別の医療機関とみなす。以下同じ。)ごとに1日につき200円(国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律若しくは社会保険各法の規定による一部負担金又は国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付に係る本人負担額が200円に満たない場合は当該満たない額。第3項において同じ。)を、一部負担金として支払うものとする。ただし、対象者が保険医療機関において医療を担当する医師又は歯科医師から交付された処方せんにより保険薬局で薬剤の支給を受けたときは、一部負担金を支払うことを要しない。

- 2 対象者は、同一の月に同一の保険医療機関等において前項の一部負担金の支払を、次の各号の区分に従い、当該各号に規定する回数行ったときは、前項の規定にかかわらず、前項の一部負担金は、その月のその後の期間内に当該保険医療機関等において医療を受ける際、支払うことを要しない。
- (1) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護に係る医療を受けた場合 14回
 - (2) 前号に掲げる医療以外の医療又は指定訪問看護を受けた場合 4回

- 3 対象者は、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師による施術を受けたときは、施術所ごとに1日につき200円を、一部負担金として支払うものとする。ただし、同一の月に同一の施術所において一部負担金の支払を4回行ったときは、その月のその後の期間内に当該施術所において施術を受ける際、一部負担金を支払うことを要しない。

(平18条例21・追加、平20条例14・一部改正)

(助成金の返還)

第6条 市長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償その他の給付を受けた場合において、これらの給付のうち助成金の交付に相当する給付があると認められるときは、その価格の限度において助成金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した助成金の額に相当する金額を返還させることができる。

- 2 市長は、偽りその他不正の行為により助成金の交付を受けた者がいるときは、その者から、既に交付した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(平18条例21・旧第5条線下)

(譲渡又は担保の禁止)

第7条 助成金の交付を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(平18条例21・旧第6条線下)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(平18条例21・旧第7条線下)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和48年10月1日から施行する。

(平17条例22・旧付則・一部改正)

(御調町及び向島町の編入に伴う経過措置)

- 2 御調町及び向島町の編入の日前に御調町重度心身障害者医療費支給条例(昭和48年御調町条例第28号)又は向島町重度心身障害者医療費支給条例(昭和48年向島町条例第30号)の規定によりなされた申請、請求その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平17条例22・追加)

(因島市及び瀬戸田町の編入に伴う経過措置)

- 3 因島市及び瀬戸田町の編入の日前に因島市重度心身障害者医療費支給条例(昭和48年因島市条例第41号)又は重度心身障害者医療費支給条例(昭和48年瀬戸田町条例第26号)の規定によりなされた申請、請求その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平17条例186・追加)

付 則(昭和49年9月27日条例第43号)

この条例は、昭和49年10月1日から施行する。

付 則(昭和57年12月28日条例第42号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。(後略)

付 則(昭和58年3月5日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年2月1日から適用する。

付 則(昭和59年3月7日条例第3号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則(昭和59年7月5日条例第26号)

この条例は、昭和59年8月1日から施行する。

付 則(昭和59年9月27日条例第36号)

- 1 この条例は、昭和59年10月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係るこの条例による改正前の尾道市重度心身障害者医療費助成条例による医療費助成については、なお従前の例による。

付 則(昭和59年11月20日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

付 則(昭和61年7月23日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

付 則(平成6年9月22日条例第38号)

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

付 則(平成7年3月22日条例第11号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

付 則(平成10年6月24日条例第33号)

この条例は、平成10年8月1日から施行する。

付 則(平成11年3月25日条例第6号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

付 則(平成11年9月22日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成12年3月22日条例第32号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成12年12月20日条例第53号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

付 則(平成12年12月20日条例第64号)

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

付 則(平成14年9月19日条例第47号)

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に受けた医療に係るこの条例による改正前の尾道市重度心身障害者医療費助成条例による医療費助成については、なお従前の例による。

付 則(平成17年3月2日条例第22号)

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

付 則(平成17年12月21日条例第186号)

この条例は、平成18年1月10日から施行する。

付 則(平成18年3月23日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の尾道市重度心身障害者医療費助成条例第4条及び第5条の規定は、平成18年8月1日以後に行う医療、指定訪問看護又は施術等について適用し、同日前に行われた医療、指定訪問看護又は施術等に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

3 平成18年8月1日から平成20年7月31日までの間における改正後の第5条の規定の適用については、同条中「200円」とあるのは「100円」と読み替えるものとする。

付 則(平成18年9月21日条例第59号)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に受けた医療に係るこの条例による改正前の尾道市老人医療費助成条例、尾道市乳幼児医療費助成条例、尾道市ひとり親家庭等医療費助成条例及び尾道市重度心身障害者医療費助成条例による医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則(平成20年3月19日条例第14号)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に受けた医療に係るこの条例による改正前の尾道市重度心身障害者医療費助成条例による医療費の助成については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から平成20年7月31日までの間、改正後の第3条の規定の適用については、平成20年3月31日において尾道市重度心身障害者医療費助成条例に基づく規則の規定により尾道市から尾道市重度心身障害者医療費助成条例による医療費の支給を受けることができることを証する書面(以下「受給者証」という。)の交付を受けている者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の被保険者であって、同法第116条の2に規定する病院等への入院、入所等により、尾道市の区域外に住所を有するものに限る。)であって、この条例の施行の日以後高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の被保険者となったものは、国民健康保険法の被保険者とみなす。

4 この条例の施行の日から平成20年7月31日までの間、平成20年3月31日において尾道市重度心身障害者医療費助成条例に基づく規則の規定により尾道市から受給者証の交付を受けている者については、改正後の第3条第2項第5号の規定は、適用しない。